

# エイワ税理士法人 事務所ニュース

## 【税制改正特別号】

令和6年度税制改正大綱が令和5年12月22日に閣議決定されましたので、特別号としてお伝えします。「賃金上昇は、コストではなく、投資であり成長の原動力である」と位置づけ、賃上げ促進、国内投資促進に重点的に措置されている内容となっています。

本号では、重要と思われる改正点に絞ってご紹介します。

### 目次

I. 個人所得課税	2
1. 所得税・個人住民税の定額減税	
2. 住宅ローン控除の拡充	
II. 資産課税	3
1. 法人版事業承継税制の特例措置に係る特例承継計画の提出期限延長	
III. 法人課税	4
1. 賃上げ促進税制の拡大・延長	
2. 交際費等の損金不算入制度の延長・拡充	
3. 中小企業再編投資損失準備金制度の拡充	
4. 外形標準課税における対象法人の見直し	
5. 地域未来投資促進税制の拡充	
IV. 消費課税	7
1. プラットフォーム課税の導入	
2. 事業者免税点制度の特例の見直し	
3. 簡易課税制度の見直し	
4. 外国人旅行者向け免税制度（輸出物品販売場制度）の見直し	
V. 国際課税	9
1. 外国子会社合算税制等の見直し	
VI. 納税環境整備	9
1. GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上	
2. 更生の請求に係る隠蔽・偽装行為に対する重加算制度の整備	
3. 不正申告を行った株式会社の役員等に対する徴収手続の整備	



# I. 個人所得課税

## 1. 所得税・個人住民税の定額減税

令和6年の所得税及び住民税について、定額による特別控除が実施されます。発行日現在で公表されている主な実施方法等については以下の通りです。

### 【所得税】

① 対象者	令和6年分所得税合計所得金額が1,805万円以下の居住者
② 特別控除額	<b>本人3万円+同一生計扶養親族（配偶者を含む）3万円×人数</b> (令和6年所得税額を限度とする)
③ 実施方法	
給与所得者	扶養控除等申告書を提出した事業所において令和6年6月1日以降支払われる給与又は賞与の源泉徴収税額から順次控除 12月までに持ち越した場合は、年末調整で控除
年金受給者	令和6年6月1日以後最初に受ける公的年金等の源泉徴収税額から順次控除
事業所得者	予定納税有：令和6年分予定納税額の第1期分から順次控除 予定納税無：令和6年分の所得税確定申告において控除 (注) 事業所得者の予定納税額からの控除額は、原則本人分のみとなるが、減額承認申請により同一生計扶養親族の分も控除可

### 【住民税】

① 対象者	令和6年分個人住民税合計所得金額が1,805万円以下の居住者
② 特別控除額	<b>本人1万円+同一生計配偶者等1万円×人数</b> (所得割額を限度とする) (注) 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者については令和7年度分の所得割額から控除
③ 実施方法	
給与特別徴収	令和6年6月は特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払をする際に毎月徴収
年金特別徴収	令和6年10月1日以後最初に支払を受ける公的年金等につき特別徴収をされるべき個人住民税の額から順次控除
普通徴収	令和6年分第1期分納税額から順次控除

詳細は、次月以降の事務所ニュースにて掲載予定です。

## 2. 住宅ローン控除の拡充

○子育て世帯・若者夫婦世帯が令和6年に入居する場合の一定の上乗せ措置

① 対象者	令和6年中に新築又は未利用物件の取得をして入居する方で ・年齢40歳未満で配偶者を有する方 ・年齢40歳以上で40歳未満の配偶者又は19歳未満の扶養親族を有する方
-------	---

② 対象住宅区分 借入限度額	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円
	省エネ基準適合住宅	4,000万円

### ○新築住宅の床面積要件緩和措置延長

新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和する措置（合計所得金額1,000万円以下の年分に限る。）について、建築確認の期限を令和6年12月31日に延長する。



## Ⅱ. 資産課税

### 1. 法人版事業承継税制の特例措置に係る特例承継計画の提出期限延長

法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けた非上場会社の株式等を贈与又は相続により取得した場合に、その贈与や相続に係る納税を一定の要件のもとに猶予する制度です。

平成30年より10年間の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の株数の制限（総株式数の3分の2まで）の撤廃や、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）等がされた特例措置です。

特例承継計画等について、コロナの影響の長期化や物価高騰等の急激な経営環境の変化により事業承継の検討が遅れている状況を踏まえ、**提出期限が2年延長**されます。

	改正前	改正後
特例承継計画・個人事業承継計画の提出期限	令和6年3月31日	令和8年3月31日
法人版事業承継税制の特例措置の適用期限	令和9年12月31日	同左（改正なし）
個人版事業承継税制の適用期限	令和10年12月31日	同左（改正なし）

#### 【留意点】

提出期限は2年間延長されたものの、**適用期限については上記の表の通り、改正されておらず**、今後も延長される見込みがない為、この制度の適用を受ける要望がある場合には早目に事業承継計画の策定に着手される事をお勧め致します。



### Ⅲ. 法人課税

#### 1. 賃上げ促進税制の拡大・延長

物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に拡げ効果を深めるため、賃上げ促進税制が強化され、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

##### (1) 大企業・中堅企業向け（資本金1億円超）

大企業については「大企業」と「中堅企業」とに区分した上で、従来の賃上げ率の要件を維持しつつ控除率が見直され、より高い賃上げを行いやすい環境が整備されます。また、教育訓練費の上乗せ要件が緩和されるとともに、子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組みに積極的な企業に対する控除率の上乗せ措置が講じられます。

- ① 原則の税額控除率が15%から10%へ引き下げられる一方、税額控除率が最大30%から35%へ拡大されます。また、マルチステークホルダー方針の公表に係る提出義務者の範囲等が見直されます。
- ② 大企業のうち常時使用する従業員の数が2,000人以下であるもの（一定の法人を除く）に対する賃上げ促進税制が新設されます（中堅企業向け）。

(1-3) 賃上げ促進税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

● 30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現**することを目指す。

**改正後【措置期間：3年間】**

大企業 ※1	継続雇用者 <sup>※4</sup> 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 <sup>※6</sup>	教育 訓練費 <sup>※7</sup> (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+3%	10%	+10%	5% 上乗せ	ブラチナくるみ or ブラチナえるぼし	5% 上乗せ	35%
	+4%	15%					
	+5%	20%					
	+7%	25%					

**改正前【措置期間：2年間】**

継続雇用者 <sup>※4</sup> 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 <sup>※7</sup> (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+3%	15%	+20%	5% 上乗せ	30%
+4%	25%			
-	-			
-	-			

**中堅企業  
※2**

継続雇用者 <sup>※4</sup> 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 <sup>※7</sup> (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+3%	10%	+10%	5% 上乗せ	ブラチナくるみ or えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ	35%
+4%	25%					

**中小企業  
※3**

全雇用者 <sup>※5</sup> 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 <sup>※7</sup> (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+1.5%	15%	+5%	10% 上乗せ	くるみ or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ	45%
+2.5%	30%					

※3 中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※8。

※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。

※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

※3 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。

※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。

※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。

※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の前事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

「令和6年度(2024年度) 経済産業関係 税制改正について」 経済産業省(令和5年12月) P.8を引用

- 4 -

## (2) 中小企業向け（資本金1億円以下）

中小企業については欠損法人も多いため、従来の賃上げ要件・控除率を維持しつつ、新たに繰越控除制度が創設されます。また、教育訓練費の上乗せ要件が緩和されるとともに、子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組みに積極的な企業に対する控除率の上乗せ措置が講じられます。

- ① 上乗せ措置を見直すことで最大の税額控除率が40%から45%へ拡大されます。また、当期の税額から控除できなかった額は5年間の繰越しができることとされます。
- ② 外形標準課税の適用を受ける中小企業者等においては、雇用者給与等支給額が前年度より1.5%以上増加する場合に、付加価値割の課税標準から雇用者給与等支給額の増加額を控除できることとなります。

## 2. 交際費等の損金不算入制度の延長・拡充

地方活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動の活性化や、飲食料費に係るデフレマインドを払拭する観点から、令和6年4月1日以後に支出する分について、交際費等から除かれる飲食費等が一人当たり5,000円以下から10,000円以下に拡充されます。また、交際費等の損金不算入制度が令和9年3月31日までに開始する事業年度まで3年間延長されます。

## 3. 中小企業再編投資損失準備金制度の拡充

中堅・中小企業が複数回のM&Aを実施する場合には、損失準備金の積立率を現行の70%から最大100%に拡充し、据置期間を現行の5年から10年に延長する措置が講じられます。

### (1) 中小企業事業再編投資損失準備金の繰入れ

青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の改正法の特別事業再編計画（仮称）の認定を受けた者が、その認定に係る特別事業再編計画に従って他の法人の株式等の購入による取得をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その株式等の取得価額が100億円を超える金額又は1億円に満たない金額である場合ほか一定の場合を除く）において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額に次の株式等の区分に応じそれぞれ次の割合を乗じた金額以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた事業年度において損金算入できる措置が加えられます。

- |   |                                |      |
|---|--------------------------------|------|
| ① | その認定に係る特別事業再編計画に従って最初に取得をした株式等 | 90%  |
| ② | 上記①に掲げるもの以外の株式等                | 100% |

なお、中小企業等経営強化法に基づき経営力向上計画の認定を受けた中小企業が計画に基づいてM&Aを実施した場合に適用できる現行の準備金制度（出資額（10億円以下に限る）の70%が限度）は、一定の措置を講じた上で別途延長される見込みです。



## (2) 中小企業事業再編投資損失準備金の取崩し

新制度により積み立てた準備金は、その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合等において取崩すほか、その積み立てた事業年度終了の日の翌日から10年を経過した日を含む事業年度から5年間でその経過した準備金残高の均等額を取崩して益金算入します。

新制度は、産業競争力強化法の改正法の施行日から令和9年3月31日までの間に同法の特別事業再編計画(仮称)の認定を受けた株式等の取得に対して適用されます。また、現行制度の適用期限は、3年延長(令和9年3月31日までに経営力向上計画の認定を受けた株式等の取得に対して適用)されます。

## 4. 外形標準課税における対象法人の見直し

### (1) 減資への対応

外形標準課税の対象法人数はピーク時の3分の2に減少していますが、減少の要因としては減資によるものが多いとの指摘がありました。そこで、実質的に大規模といえる法人が外形標準課税の対象法人に含まれないという問題への対応策として、現行の**外形標準課税の適用判定指標**である**資本金に加え、資本金+資本剰余金の合計額を指標とする追加基準**が設けられ、令和7年4月1日以後に開始する事業年度より適用されます。

原則として、前事業年度に外形標準課税対象法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金及び資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税対象となります。

### (2) 100%子法人等への対応

純粋持株会社及び100%子会社の数は増加傾向にあり、事業部門分社化の際に子会社の資本金を1億円以下に設定するなど企業活動の実態が変わらない一方で、外形標準課税の対象となる部分が大幅に縮小している事例も見られます。そこで、一定規模以上の法人(親会社)の100%子会社等が外形標準課税の対象に追加され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より適用されます。

**資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等(外形標準課税の対象外となっている法人等を除く)の100%子法人等のうち、事業年度末の資本金が1億円以下で資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは外形標準課税対象となります。**

なお、公布日以後に、100%子法人等がその100%親法人等に対して資本剰余金から配当を行った場合、当該配当額は上記の2億円超の判定に含まれますので注意が必要です。

また、改正による影響を軽減するため、新たに本税制の対象となる子法人等については以下の軽減措置が講じられます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・2026年4月1日～2027年3月31日の開始事業年度<br/>従来 of 課税方式で計算した税額を超える額の3分の2の減額</li><li>・2027年4月1日～2028年3月31日の開始事業年度<br/>従来 of 課税方式で計算した税額を超える額の3分の1の減額</li></ul> |
|---|

## 5. 地域未来投資促進税制の拡充

高い付加価値を産み出して地域に経済効果をもたらすと確認された事業計画における設備投資に対し、特別償却あるいは税額控除を認める税制で、機械装置・器具備品に対する投資について、これまでも要件を充たすことで有利になる上乗せ措置がありました。

今回新たに「中堅企業枠」が新設され、要件を満たした場合さらに有利な税額控除(5%→6%)を受けられることになりました。

改正内容		※赤字が改正箇所 【税制期限：令和6年度末まで】	
対象者	地域経済牽引事業計画*1の承認を受けた者		
機械装置 器具備品	通常	特別償却40% 又は税額控除4%	賃金水準・成長意欲が高い中堅企業*3 <b>1. 常時使用する従業員数が2,000人以下</b> ※中小企業者及びみなし大企業を除く <b>2. 良質な雇用の創出</b> 地域における良質な雇用を生み出す能力を重視し、従業員数・賃金等の状況を確認 <b>3. 将来の成長性</b> 将来成長に向けた十分な成長投資を実行しているかどうかを重視し、成長投資（設備投資、無形固定資産投資、研究開発、人材教育投資）の状況を確認 <b>4. 経営力</b> 成長志向や規模拡大を実現する経営力の有無を確認するため、中長期の経営ビジョンや経営管理体制などについて、外部有識者が確認
	【現行の上乗せ要件】 下記①を満たした上で、②または③を満たす ① 労働生産性の伸び率5%*2以上かつ投資収益率5%以上 ② 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ③ 対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上	特別償却50% 又は税額控除5%	
	<b>【中堅企業枠】</b> 上記①～③を満たした上で、下記イ～ハを満たす イ：賃金水準・成長意欲が高い中堅企業 ロ：設備投資額が10億円以上であること ハ：パートナーシップ構築宣言の登録を受けていること	特別償却50% 又は税額控除6%	
建物、附属設備、構築物	特別償却20%/税額控除2%		

\*1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。  
\*2 中小企業基本法の中小企業者は労働生産性の伸び率4%以上。  
\*3 産業競争力強化法において規定。

「令和6年度(2024年度) 経済産業関係 税制改正について」 経済産業省(令和5年12月) P.16より引用



## IV. 消費課税

令和6年度税制改正において、国外事業者等に係る消費税の課税の適正化を目的として、以下の措置が講じられることとなりました。

### 1. プラットフォーム課税の導入

令和5年度税制改正大綱にて、プラットフォーム課税の導入を検討することが示されていましたが、令和6年度税制改正において具体的な見直しが行われました。

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供(事業者向けのものを除く)の内、一定規模を超えるデジタルプラットフォーム事業者(特定プラットフォーム事業者)を介して対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなすこととされました。

特定プラットフォーム事業者とは、その課税期間において上記に記載されている電気通信利用役務の提供に係る対価の額の合計額が50億円を超える事業者となります。

(令和7年4月1日以後の取引から適用)

## 2. 事業者免税点制度の特例の見直し

- ①特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、課税売上高の代わりに適用可能とされている給与支払額による判定の対象から国外事業者を除外することとされました。
- ②資本金 1,000 万円以上の新設法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有する場合であっても、国内における事業の開始時に本特例の適用の判定を行うこととされました。
- ③資本金 1,000 万円未満の特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、本特例の対象となる特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が 50 億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合のその法人を加えるほか、上記②と同様の措置を講ずることとされました。

(令和 6 年 10 月 1 日以後開始の課税期間から適用)

## 3. 簡易課税制度の見直し

その課税期間の初日において所得税法又は法人税法上の恒久的施設を有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととされました。また、適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置についても同様に認められないこととされました。

(令和 6 年 10 月 1 日以後開始の課税期間から適用)

## 4. 外国人旅行者向け免税制度（輸出物品販売場制度）の見直し

外国人旅行者に対する消費税の免税制度を不正に利用し、転売等で利益を得る事案が横行していることから、現状の「免税購入物品の購入時に免税販売が成立する」制度から、「免税購入物品の購入時には消費税額を含めた金額を支払い、出国時に税関において免税購入物品の持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する」制度へと見直すこととされました。

制度の詳細については、外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減に十分配慮しつつ、空港等での混雑防止の確保を前提として、令和 7 年度税制改正において結論を得ることとなりました。



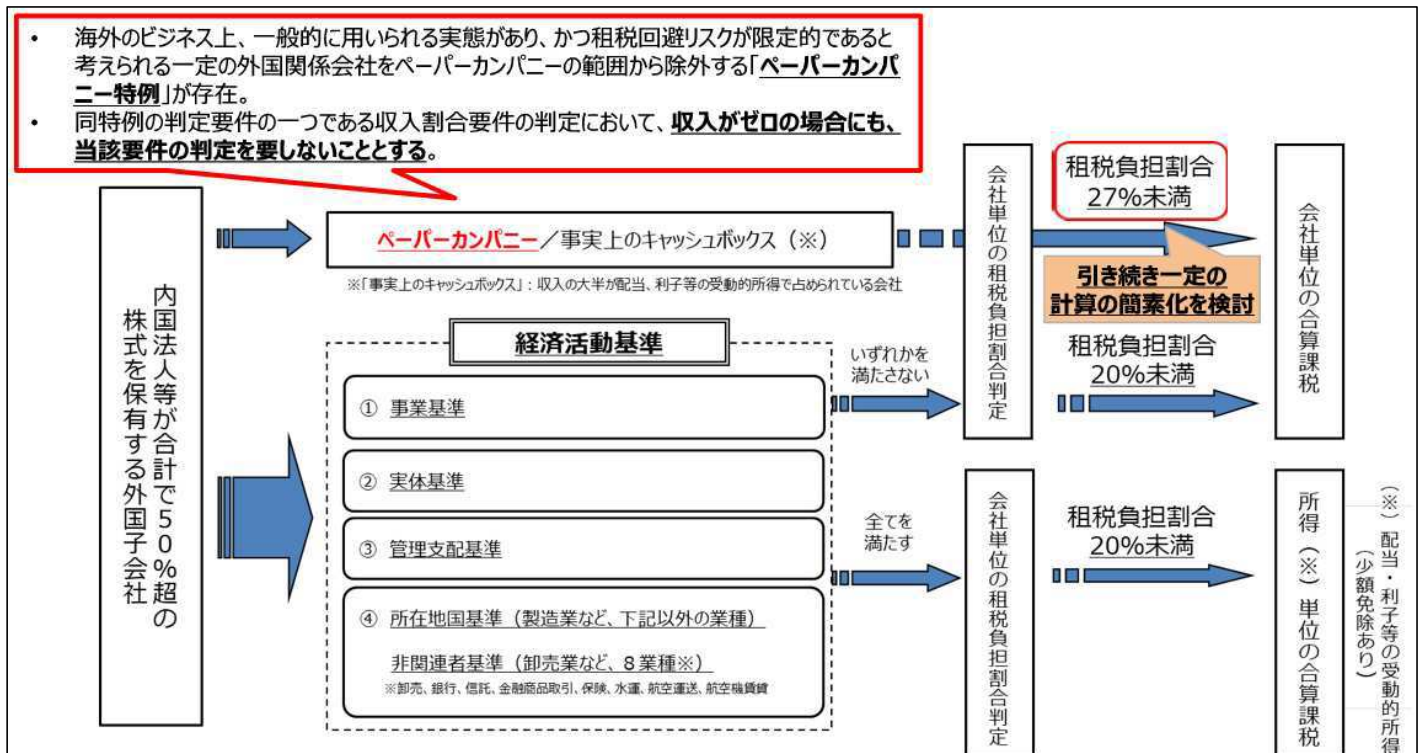


## V. 国際課税

### 1. 外国子会社合算税制等の見直し

外国子会社合算税制の特定外国関係会社の判定におけるペーパーカンパニー特例に係る収入割合要件について、収入がゼロの場合にも要件判定を不要とすることになりました。

また今後、グローバル・ミニマム課税の導入に伴い、対象企業に追加的な事務負担が生じることを踏まえて必要な見直しを検討する、としています。



「令和6年度(2024年度) 経済産業関係 税制改正について」 経済産業省(令和5年12月) P.39より引用



## VI. 納税環境整備

### 1. G Biz IDとの連携によるe-Taxの利便性の向上

G Biz IDとは、法人・個人事業主向けの共通認証システムで、このIDを取得すると、一つのID・パスワードで、省庁や自治体が提供する複数の行政サービスにログインできます。補助金・助成金などの申請や各種届出で利用されています。【※】

現状 e-Tax では独自の利用者識別番号・暗証番号を用いてログインが必要ですが、将来的に G Biz ID を用いたログインが可能になり、また電子署名・電子証明書も不要になります。

なお、G Biz IDには3種類ありますが、「一定の認証レベルを有するものに限る」とのことから、ID発行に審査がある「g Biz IDプライム」が必要になると考えられます。

【※】 G Biz ID で利用できる省庁・自治体のサービス：

e-Gov、ミラサポ plus、jGrants、IT 導入補助金、社会保険手続きの電子申請 など

[https://gbiz-id.go.jp/top/service\\_list/service\\_list.html](https://gbiz-id.go.jp/top/service_list/service_list.html)

## 2. 更正の請求に係る隠蔽・偽装行為に対する重加算制度の整備

現状、申告後に隠蔽・偽装した内容に基づいて「更正の請求」をした場合であっても、重加算税を賦課することができず、過少申告加算税(10%)または無申告加算税(15%)しか賦課できないとの課題がありました。

→ これに対し、令和7年1月1日以降申告期限の国税について、**重加算税(過少申告35%、または無申告40%)の適用対象**にすることとなりました。

## 3. 不正申告を行った株式会社の役員等に対する徴収手続の整備

現状、法人が財産を減らした上で廃業することで納税を逃れようとした場合、徴収することができないとの課題がありました。

→ これに対し、不正な行為により国税を免れたり還付を受けた株式会社等の**役員等**に対し、会社から回収できない場合に、役員が受けた利益を限度に**納税義務(第二次納税義務)**を負わせることとなります。令和7年1月1日以降に滞納となった一定の国税について適用されます。